

第408回:陸金所！普惠？

発行されたばかりの当社チャイナ・マンスリー9月号に「中国平安保険(02318/香港)」のアナリスト・レポートが載っている。平安保険を経営するピーター・マー氏(61 馬明哲)といえば、アリババ(BABA/NYSE)のジャック・マー(52 馬雲)、テンセントのポニー・マー(45 馬化騰)と並ぶ中国財界の「三馬」として名高い、立志伝中の人物だ。

レポートによると、同社の17年12月期の純利益予想は671億元(1元=約17円)。中国最大級の保険会社を中核とする金融コングロマリットは豪儀なものだとなあと、感心しながら読み進めると、「前期に計上した**普惠**の再編による…」で、はたと当惑した。

「普惠」ってなんだ？投資家目線で書かれたレポート上で、カッコ書きすらされていないと云うことは、読者にとって周知の常識に違いない。普通名詞か、はたまた固有名詞か。広辞苑には載っておらず、中国語の辞書にも載っていない。

中国語で筆者の知っている「普惠」とはP&W社のことだが、いま北朝鮮方面を睨んでいる米軍戦闘機F-15やF-22に搭載するエンジンをつくっているプラット・アンド・ホイットニー(ユナイテッド・テクノロジーズ“UTX/NYSE”の一部門)が中国で保険事業に参加するとは思えない。

このレポートを書いたりチェックしたりした当社情報部門の俊英たちは当然知っているはずだが、筆者も主席エコノミストを名乗っている以上、訊ねるのも気恥ずかしいので、上海の某国有保険会社の友人に電話して、彼が英語で「P2P」と云うのを聞いて「アッ、あのことか！」とやっと理解できた。

普惠、正確に云えば「普惠金融」とは、インターネット金融の一種であり、人民日報は、「社会の各階層やグループにサービスを提供する、金融体制」と定義している。

近年中国では、インターネット技術向上と、携帯端末の普及を背景に、ネットを利活用した決済システム、資金流通や情報の仲介サービスなどを行うインターネット金融が飛躍的に発展し始めている。

アリババや、テンセントなどの躍進により、ネット決済の技術は確立されつつあり、不特定多数の人々がネット経由で資金の融通を行うクラウドファンディング、有名なところではネット決済ができるアリババ「余额宝」のようなネット商品が陸続と市場に投入されている。

一方これを迎え撃つべき中国の銀行は、旧態依然の規制金利でがんじがらめに縛られており、1年物の定期預金金利は1.5%、貸出最優遇金利(1年物プライムレート)は4.3%が大前提だ。

しかも預金なら誰でもできるが、借りに関しては、国有銀行の敷居は高く、庶民や中小企業は相手にしてもらえないことが多い。

これが、中国でP2P融資が雨後の竹の子の如く猖獗する所以である。P2Pはpeer to peerの略だから、ピーではなく、ピア・ツー・ピアと読む。ネット上で資金の貸し手と借り手を結びつけ、個人間のファイナンスを仲介するサービスだ。

中国でお金が余っている人が銀行に預金しても、1.5%しか金利が付かない。一方金を借りたい人が消費

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

者金融業者から借りれば、20%前後の金利を払う必要がある。そこで、その中間をとって(たとえば)出し手は4%で資金を運用し、借り手は10%で資金を調達できるようなスキームをアリババや平安保険が提供したというわけだ。

平安保険はこの事業を、上海市・陸家嘴地区に設立した子会社の「上海陸家嘴国際金融資産交易市场有限公司」を通じて行い、ここで「穩盈-安e」、「富盈人生」等のヒット商品が生まれているらしい。

電話でそこまで聞いて、初めてアナリスト・レポート上の「普惠」が理解できた。それに加えて気付いたのだが、レポートの後段に「同社のインターネット事業は引き続き高成長を維持しており、**陸金所**のユーザー数が・・・」という文中の「陸金所」が、即ち平安保険が“普惠金融(P2P)”を行う子会社、上海陸家嘴・・・会社の略称であることが分かった。これでやっとナゾの普惠と陸金所が繋がり、ジグソー・パズルが解けた。

このP2P、中国の経済成長のカンフル剤としての役割を期待されてきたが、ここ数年、P2Pの大手業者が詐欺事件で摘発されたり、不動産バブルの要因として批判されたりしている。

日本のような超低金利の国には縁がないが、もともとP2Pは10数年前にイギリスで誕生し、金利設定のレベルによっては、借り手、貸し手の双方に利便性があることから、あつという間に世界各国に広がった。

当初P2Pの規制がなかった中国では10年頃から増え始め、中小業者まで含めると「陸金所」のような、ネット上の金融業者が2-3000社くらいあるらしい。

金利は10%超が一般的であり、早いハナシが銀行を介さない金融取引即ちシャドーバンキングの一種である。平安保険のような大手金融機関同士が切磋琢磨して、業界の発展やリスク管理に力を入れてくれればよいのだが、魅力あるビジネスの裏には必ず魑魅魍魎の類の悪徳業者がいる、これが中国だ。

中国当局は悪質業者の取締り強化を打ち出しているが、いま中国の国有銀行が抱える不良債権は危険な水準に迫りつつあり、銀行から排除された赤字企業が、「影の銀行」に縋り付くのは目に見えたことであり、これまで以上に厳格な管理運営が求められる。

因みに中国の金融機関を管理する当局は、証監会、保監会、銀監会の三本柱だが、前2者は「証券」、「保険」の管理監督委員会なのに対し、銀監会は「中国銀行業監督管理委員会」と「業」が入っている。

要は銀行だけでなく、銀行に類似する「ノンバンク」や「高利貸」、「シャドーバンキング」等も含めて管理するという意味なのである。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成29年9月1日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会 加入

本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040